

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

このことについて、令和 4 年 3 月 17 日付け生食発 0317 第 1 号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定により、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。) に規定する次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が改正された。

成分名	用途	備考
イソオイゲノール	麻酔剤	動物用医薬品
オキシクロザニド	寄生虫駆除剤	動物用医薬品
カンタキサンチン	色調強化剤	飼料添加物
クレトジム	除草剤	農薬
酢酸イソ吉草酸タイロシン	抗生物質	動物用医薬品
セダキサン	殺菌剤	農薬
トリメトプリム	合成抗菌剤/寄生虫駆除剤	動物用医薬品
ハロフジノン	合成抗菌剤/寄生虫駆除剤・ 抗原虫剤	動物用医薬品及び 飼料添加物
フルアジナム	殺菌剤・殺ダニ剤	農薬
フルチアニル	殺菌剤	農薬
プロパルギット	殺ダニ剤	農薬
ホラムスルフロン	除草剤	農薬
マデュラマイシン	抗生物質/寄生虫駆除剤	動物用医薬品
マンジプロパミド	殺菌剤	農薬
メタミホップ	除草剤	農薬
ロベニジン	合成抗菌剤/寄生虫駆除剤	動物用医薬品

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から

起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

ただし、酢酸イソ吉草酸タイロシン、トリメトプリム、ハロフジノン、マデュラマイシン及びロベニジンは、規格基準告示第1のAの1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品では、当該物質を含有するものであってはならない。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 （課長）吉田 徹也 （担当）小池 允雅 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
--